

法人会だより

かつしかの窓

2022
Vol.386
新春

今年は
どんな年
に
しよう

そろそろ
老後につ
いて
考えよう
かな

Contents

新年のご挨拶	2~3
葛飾企業人	4~5
令和3年度納税表彰者のご紹介	6
私の献血活動	7
法人会活動レポート	9

葛飾税務署からのお知らせ	10~11
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
税務相談/説明会のご案内/編集後記	14
第12回税に関する絵はがきコンクール	15~16



新年のご挨拶



公益社団法人 葛飾法人会

会長 増田 充孝

明けましておめでとうございます。
旧年中はコロナ禍で日常の活動に厳しい制限がある中、法人会活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

世界中で新型コロナウイルスの勢いが収まらない中で再び新しい年を迎えることになりました。変異株のオミクロン株の感染拡大が懸念されますが、皆様には御自愛いただきますようお願い申し上げます。

当会では、昨年も感染予防のため、講演会、研修会等々、予定していた数々の事業を中止せざるを得ませんでした。そのような状況の中、女性部会による「税の絵はがきコンクール」では区内の小学校十六校、七三〇名の生徒さんの参加をいただき、その作品の素晴らしい出来栄に感心致しました。参加された生徒の皆さんや学校の先生方のご協力に大変感謝致しております。また第三地域事業部で開催された「税務研修と日本の話芸・ミニコンサート」では、感染予防に十分配慮した状況のもとで、二年後に実施が迫る消費税「インボイス制度」導入にむけ

ての説明、そして落語、歌謡曲と地域の方々に学び楽しんでいただける場を提供することが出来ました。

一方、おもに青年部会と事業研修委員会では感染予防対策としてネットを活用した講演会や研修会も始めておりまして、今後はポストコロナ時代にむけて内容を充実させ、オンライン配信の数も増やしてまいりますので当会のホームページをご覧ください。是非とも受講の申し込みをしていただきたくお願い申し上げます。

また実際にお集まりいただく講習会等では、withコロナの環境に適応して行きながら徐々に事業を展開してまいりたいと考えています。暫くお休みしていた「新設法人説明会」、「決算法人説明会」も順次開催していく予定です。また夏に「政治経済講演会」、秋に「法人会と区民の集い」その他多くの事業の計画を立てております。感染状況が深刻化すれば開催を見合わせることもあるかと思えますのでご理解をお願い致します。法人会は中小企業経営者を軸にした地域のコミュニティと考えております。法人会は今後も地域活動を活性化して明るく住みよい社会づくりを目指して活動して参りますので是非ご協力ご参加を宜しくお願い致します。結びに、皆様のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



葛飾税務署長

井上 栄一

令和四年の年頭に当たり、公益社団法人葛飾法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

増田会長様をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、一年以上続くコロナ禍で事業活動が制限される中、多くの工夫をさせていただいた上で「税に関する絵はがきコンクール表彰式」を開催していただきましたことは、同コンクールへの応募に対するモチベーションを向上させ、小学生が租税教育を通じて税金を身近に感じ、そして、税金に対する関心を一層深めることに寄与されました。同コンクールを通じて、税知識の普及や納税意識の高揚に大きく貢献していただきましたことに対しまして深く敬意を表します。また、地域事業部においても、新たな生活様式を実践しつつ、地域に密着した公益性の高い活動を展開していただいておりますが、こうした活動は、税務行政を円滑に運営していく上で欠くことのできない大きな役割を果たすものであり、心から感謝申し上げます。

今後とも、皆様方の御健康に十分留意いただきながら、ウィズコロナの時代を見据えつつ、地域に密着した活発な活動を展開されますようご期待申し上げます。

さて、まもなく令和三年分の個人事業者の所得税等の確定申告の時期を迎えます。令和三年分の確定申告からは、マイナンバーカードを活用したマイナポータルとの連携に併せ、スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動入力されるなどの機能が追加され、e-tax（電子申告）が身近で益々便利なものになっております。是非とも、ご家族の方や従業員のの方の確定申告に、ご利用いただき、自宅からのe-taxを推進していただきますよう、ご案内申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入については、令和五年十月からとなっておりますが、当該制度を適用するために必要な「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付は、昨年十月一日からすでに開始されております。このインボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様が、インボイス制度の理解をより深めていただくことが大変重要であると考えておりますので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



Happy New Year



葛飾都税事務所長

佐伯 文博

新年おめでとーございます。
公益社団法人葛飾法人会の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。
旧年中は、増田会長をはじめ葛飾法人会会員の皆様には、東京都の税務行政に對しまして深いご理解と力強いご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。「税に関する絵はがきコンクール」は十二回目を数え、租税教育の推進に多大な貢献をいただいたとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施にあたっては例年以上のご苦勞があつたものと存じます。厳しい状況の中で、ご尽力いただいたことに深く敬意を表します。
新型コロナウイルス感染症が、暮らしや景気に影響を与え始めてから約二年が経ちました。都内の新規感染者は減少している一方で、新たな変異種「オミクロン株」が世界中で急速に感染拡大し、引き続き感染症対策を継続して行わざるを得ない状況にあります。

この間、東京都は緊急事態宣言に伴う飲食店への時短要請と休業体制の確保、感染についての相談体制、軽症者の一時宿泊施設や、酸素・医療提供ステーションの設置といった様々な施策を行ってまいりました。
それらの経費は、都民の皆様から納付いただいた都税から支出されており、コロナ対策を始め、人口減少社会や地球温暖化の問題など、様々な課題への対応が求められている状況において、税の賦課徴収を担う葛飾都税事務所、東京都主税局に對する期待は高くなっております。
東京都主税局が公表している「主税局ビジョン二〇三〇」では、税務行政のデジタル化により、納税者サービスの向上や、業務の効率化・高度化を進め、納税者の信頼確保、社会構造の変化に對応した執行体制の構築を目指すとしており、コロナ禍によりその取組の必要性は一層高まっております。
地方税ポータルシステム「e-tax」では、皆様のご理解とご協力により、法人事業税の電子申告率が直近で約八割となっており、納付方法も、令和元年からは地方税共通納税システムによるダイレクト納付、令和二年からはスマホ決済アプリでの納付が可能となりました。さらに、令和三年末の十二月十五日からは、納税証明、評価証明等の電子申請が開始されたところです。
今後とも納税者サービスの向上を進めるとともに、適正公平な賦課徴収と税収確保に努め、都民の皆様との暮らしを支えるよう取り組んでまいります。引き続き、都の税務行政にご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
新しい年の初めに当たり、葛飾法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



葛飾区長

青木 克徳

明けましておめでとーございます。
葛飾法人会の皆様方におかれましては、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
昨年は、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、区民生活に多大な影響をおよぼした二年となりました。このような状況下においても、増田会長をはじめ法人会の皆様方の創意工夫と熱意により、税務知識の向上のための税務研修会や、租税教育の「一環としての「税に関する絵はがきコンクール」などの社会貢献活動に積極的に取り組まれてきました。皆様方のご努力に對し、深く敬意を表します。
本区におきましても、昨年は新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組んでまいりました。ワクチン接種につきましては、十二歳以上の区民のうち八割を超える方々が、六十五歳以上の区民にいたっては九割を超える方々が二回目接種を済ませていただきました。本年も引き続き、三回目のワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策に精力的に取り組んでまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症は、本区の中小企業に深刻な打撃を与えております。このような中、昨年十月には「葛飾区産業フェア」を区内企業の皆様方と協働して実施し、多くの区民の方々に来場いただきました。本年二月には東京国際フォーラムにおいて「町工場見本市二〇二二」を開催し、区内製造業の販路開拓や商談を通じた営業強化、町工場の情報発信を図ってまいります。
また、「新型コロナウイルス対策緊急融資」や「新型コロナウイルス対策持続化支援・借換融資」などを実施し、中小企業の支援をしてまいりました。本年も各種融資あつせんをはじめ、創業・事業継承の支援、就労・雇用対策など、総合的な支援を進めてまいります。
さらに、本区では昨年、基本構想、基本計画を策定し、「多様性の尊重」、「持続的な発展」、「協働によるまちづくり」を理念に、商工振興にとどまらず、子育てはじめ、高齢者、防災、環境などあらゆる分野の施策に取り組んでおります。そして、世界共通の目標であるSDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における持続的に発展する、未来に可能性のあふれるまちづくりを進め、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現してまいります。
結びに、葛飾法人会の益々のご発展と会員並びにご家族の皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げます。そして、新年のご挨拶といたします。

軽配送の株式会社オギノ

第21回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

ドライバー大募集

自分のペースで働きたい方

地元で働きたい主婦の方

フリーターから脱したい方

お問い合わせ

03-6331-0484



詳しい仕事内容など
現役ドライバーの声が見ら
<http://driver-katsushika.to>

おやつ屋さんから 軽配送業へ

株式会社OGINO

代表取締役
荻野 真由美

畑違いの配送業を2017年に創業。
人手不足に負けず、今日もお客様の元へ荷物を届け続ける。

Q 以前、会報の「わくわく探検隊」という飲食関係の会員の方を紹介するコーナーでお会いしたことがあります。

A 軽配送OGINOは2017年7月創業です。その前はベビーカーを自分の店やイベントで販売していました。その時に取材されたのだと思います。

ベビーカーは人気キャラクターとのコラボレーションも行い、そのキャラクターショップでも販売されるなど順調に業績も伸びていました。

イベントではベビーカーと一緒に「横手やきそば」も作って販売していたのですが、秋田まで行って「横手やきそば道場」で研修と試験を受け麵（免）許状もいただきました。

Q 事業が順調だったのに配送業というまったく違う業種を始められたのはなぜですか。

A 軽配送業を始めたきっかけはベビーカーでした。ベビーカーは店舗やイベントの他に通販も行っていたのですが、商品を送るのに配送をお願いしている方に「人手が足りない」という話をよく聞いていたのです。その頃ちょうど参加した異業種交流会でも同じような話を聞き、軽自動車1台で始められ

るということもあって自分でやってみようと思いついたのです。

Q 迷いや不安はなかったのでしょうか。

A 迷わないように軽配送業を始めると決めた時にベビーカーや横手やきそばを作る道具はすべて人に譲ってしまいました。私は一度決めると不安を感じずにその目標に向かってひたすら走るタイプです。

おやつやさんも当時経営していたビーズ屋からの転業でした。当時手芸のビーズが流行っていたのですが、ビーズを売る店が近所になかったのでそれなら自分で仕入れて売ろうとビーズの資材やレシピの店を始めたのです。こちらも地元の販売の他に作ったレシピを専門店に売るなどしていましたが、流行が変わって勢いが鈍ってきた時にまたまた遊びに行ったイベントでベビーカーが大人気で行列ができてみるのを見て、自分で作って売ってみようと思ったのです。その場でベビーカーを焼く道具を買ってしまったほど夢になりました。

Q OGINOではご自身も配達されているのですか。

A 人手不足ですのでドライバーが配送に出られない場合は、私がお客様に荷物をお届けすることもあります。

弊社のドライバーは個人事業主で弊社と業務委託契約をしています。配送のドライバーは簡単にできると思われがちですが、配送業務に慣れるまでに2か月以上かかりますし、配達コースの組み立てにはセンスが必要です。加えて荷物を車からお客様の所に運ぶのに体力もいります。配送は職人芸なのです。

弊社では少しでも長く働いていただくためにドライバーがモチベーションを保てるように気を配っています。

Q 法人会の会員に向けて一言お願いします。

A 人生には様々な転機があると思います。仕事を変えるのも継続するのもひらめきや行動力が必要です。そしてその基本になるのが健康です。大変な時期がまだしばらく続きそうですが、まずは健康第一にご自身を労わっていただきたいと思います。

株式会社OGINO

<http://driver-katsushika.tokyo/>

本社

堀切7-15-8 TEL:03-3602-5135 (代表)



令和三年度 納税表彰者のご紹介

❖ 例年十一月にテクノプラザかつしかにて執り行われる納税表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年も行われませんでした。東京国税局長表彰、東京都葛飾都税事務所長感謝状ご受彰者におかれましては直接ご本人に表彰状が手渡されました。

また、葛飾税務署長表彰、葛飾税務署長感謝状のご受彰者各位におかれましては署より直接表彰状を手渡しされました。

自治功労特別表彰、自治功労表彰につきましては、十二月末に各ご受彰者に表彰状がお渡しされる予定です。

なお、葛飾法人会会長表彰は十二月定例理事会において表彰状を授与致し、東京国税局長表彰を受彰された矢部副会長より表彰状のお披露目がなされました。

受彰者の皆様、この度は誠にありがとうございます。

◆東京国税局長表彰

副会長 矢部 文雄

◆葛飾税務署長表彰

白鳥支部支部長 鈴木 三津雄

◆葛飾税務署長感謝状

西新小岩支部 支部長 山口 新一
鎌倉支部 支部長 稲垣 孝
新宿南支部 支部長 柳田 克
堀切支部 支部長 飯田 修
堀切南支部 支部長 伊藤 宏文

◆東京都葛飾都税事務所長感謝状

副会長 篠原 裕一

◆自治功労特別表彰

副会長 中村 省三
白鳥支部 支部長 鈴木 三津雄

◆自治功労者表彰

堀切支部 支部長 飯田 修

◆葛飾法人会会長表彰

柴又支部 支部役員 齋藤 國松
鎌倉支部 支部長 稲垣 孝
細田支部 支部長 高橋 利明
新宿南支部 幹事 関根 利之
新宿支部 副支部長 森川 元樹
白鳥支部 幹事 久須美 佳明
亀有支部 支部長 松澤 潤

(敬称略)

令和三年十二月吉日作成



私の献血活動

新宿支部長

大原 雅人

高校時代から始めた献血

当会では社会貢献活動の一環として、日本赤十字社の献血活動を後援しておりますが、私も高校生より始めて約四十年、延べ回数が八十五回になりました。男性の場合、四百ミリリットル一回当たり全血ですと、年間上限三回となります。今まで年間で二〜三回献血をして来ました。

初めての献血は。原付免許を取りに行った鮫洲の運転免許試験場でした。免許証を持って外に出て職員の方に勧められて、献血バスへ向かいました。今でも試験場前にバスがおかた停まっているのは、免許を取得して、その嬉しさとノリで献血される若い方たちが多いのですね。

日本赤十字社のHPによりますと、令和元年度は全国で年間五百万人の方々が協力されたそうです。

頂いた血液は大切に活用

頂いた血液は、全血、赤血球、血小板を主とした輸血用血液製剤として、またアルブミン、血液凝固、グロブリンを主とした血しょう分画製剤として各医療機関にて患者さんに投与されます。その有効期間は物により最大約二十一日間です。つねに新しい血液が求められます。ケガだけではなく、手術件数の増加や抗がん剤等化学療法の副作用として貧血や血小板減少により、多くの患者さんに輸血が必要となります。

現在は献血可能年齢が十六歳〜六十五歳(条件により六十九歳まで)であり、少子高齢化により可能人口がどんどん減って行きます。今後、安定した血液量の確保は国全体にとって重要な課題となりますでしょう。

献血の際は、消毒、検温、血圧測定、医師による問診、少量の血液採取による検査があり、それにクリアできれば採血となります。

終了して後日、十五項目の血液生化学検査結果が、ハガキにて送られて来ます。

さらに多くの方に協力いただきたい献血

日頃の健康チェックにもなります。左右の腕に注射針を一回ずつ刺す時に、少々痛いのはありますが。つねに看護師が側におりますので安心です。

バスの他に都内繁華街を中心に献血ルームがあります。こちらは土日祝日も開設しておりますので、会員の皆様、ご家族様、ぜひとも足をお運びくださいますよう、お願い申し上げます。

改めまして私、今年度より新宿支部長に就任いたしました。前任の津村支部長同様よろしくお願いいたします。

まだコロナ禍の影響は続いておりますが、会員各位のご健勝をお祈り申し上げます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

法人会活動レポート

女性部会

11月16日

第15回法人会全国女性フォーラム(新潟大会)



11月16日に第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会が、朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターで31県連288会、1,178名が結集し開催されました。当女性部会より3名が参加しました。大会のローガンは「新しい形、新潟から。新時代 令和に羽ばたく女性たちの力」
第一部 記念講演、第二部 大会式典、第三部 懇親会と滞りなく行われ、大変充実した1日となりました。

税制委員会

11月15日

要望活動



令和4年度税制改正に関する提言書を携え今年も地元国会議員の平沢栄議員へ要望してきました。

第3地域事業部

11月19日

税務研修と日本の話芸・ミニコンサート



今年も、感染対策を十分にしてい第1部に税務研修、第2部に日本の話芸とミニコンサートを行いました。税務研修では石津上席に講義して頂きました。

女性部会

11月27日

フラワーアレンジメント研修会



女性部会では毎年恒例のフラワーアレンジメント研修会を行いました。お華の香りに包まれ、今年も楽しいひと時を過ごしました。

青年部会

11月25日

第35回 全国青年の集い(佐賀大会)



11月25日～26日にかけて佐賀県の佐賀市文化会館で「第35回全国青年の集い佐賀大会」に当会からは5名が参加しました。

らのお知らせ



【問合せ先】

〒124-8560 葛飾区立石 8-31-6 TEL 03 (3691) 0941 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設について ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(水) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	葛飾税務署	葛飾区 立石 8-31-6	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切ることがあります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも相談を受け付けております。
- 期間中、当署の駐車場は使用できませんので、お車の来署はご遠慮ください。

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

友だち追加は
こちらから！

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。





葛 飾 税 務 署 か

e - T a x 申 告 に つ い て

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税 理 士 に よ る 無 料 申 告 相 談

～ 申 告 書 を 作 成 で き ま す ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受 付 時 間
1月31日(月)～2月2日(水)	新小岩北地区センター大会議室	葛飾区東新小岩6-21-1	9:30～11:30 13:00～15:30 【事前申込をお願いします】
2月1日(火)～2月4日(金)	堀切地区センター3階ホール	葛飾区堀切3-8-5	
2月7日(月)～2月9日(水)	高砂地区センター3階ホール	葛飾区高砂3-1-39	
2月1日(火)～2月4日(金) 2月7日(月)～2月9日(水)	金町地区センター5階ホール	葛飾区東金町1-22-1	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

○ 電話による事前申込は、令和4年1月11日(火)から可能となります。

【**事前申込専用番号：0570-007685**】(受付時間：平日9時～18時)に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

事前申込専用番号以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。

○ 各会場とも駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/katsushikazei/booking_pages#pageContent

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

納税証明・評価証明の 電子申請を開始します！

※納税義務者本人からの申請が対象です。

自宅やオフィスのPCから申請・
手数料納付※ができますので、
是非ご利用ください。 ※ペイジーでのお支払いとなります。

■ 開始日

令和3年12月15日（水曜日）

■ 利用方法

「東京共同電子申請・届出サービス」
からご利用ください。

都税証明電子申請 🔍

注意点

- ・ パソコンから申請してください。
スマートフォンやタブレット端末からは申請いただけません。
- ・ 個人の申請はマイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
法人の申請は各種電子証明書が必要です。
- ・ 証明書は郵便にて送付します。
- ・ 納税義務者本人からの申請のみを対象とします。（代理人申請不可）

■ 交付申請が可能な証明書

- 納税証明書
- 滞納処分を受けたことのないことの証明書
- 酒類製造販売の免許申請のための証明書
- 固定資産(土地・家屋)評価証明書

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

令和4年度特別区民税・都民税に適用される主な税制改正 (所得税は令和3年分から適用)

◆住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の見直し

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日～4年12月31日に入居した方も対象となります(ただし、注文住宅は令和3年9月末まで、分譲住宅は令和3年11月末までに契約していること)。また、合計所得金額が1,000万円以下の方については床面積が40㎡～50㎡の住宅も対象となります。

◆ふるさと納税制度(寄附金税額控除の特例控除)の見直し

寄附金控除を受ける際の添付書類が、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者(国税庁長官が指定した特定事業者)の発行する証明書でも可能となります。

◆特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の申告について

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、住民税では源泉分離課税(申告不要)とする場合に、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加され、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるようになります。(一部を申告不要とする場合は、従来どおり住民税の申告が必要です。)

◆国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成などについて非課税になります。対象は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成(ベビーシッターの利用料の助成、一時預かり・病児保育などの施設利用料助成など)です。

また、上記の助成と一体として行われる助成(生活援助・家事支援、保育施設などの副食費・交通費など)についても対象となります。

◆医療費控除の見直し

医療費控除を受ける際の添付書類が、医療保険者の医療費の額などを通知する書類に代えて、マイナポータルを使用して取得する審査支払機関の医療費の額などを通知する書類でも可能となります。

◆医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の見直し

医療費控除の特例を受ける際に、健康の保持増進および疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示が不要となります。(ただし5年間自宅での保管が必要です。)また、特例の適用期限が5年延長されます。

住民税(特別区民税・都民税)の申告は、お早めに!

～新型コロナウイルス感染予防のため、郵送での申告にご協力ください。～

【住民税申告書の配布場所等】

- ・区役所3階税務課、申告会場の他、区民事務所・区民サービスコーナーで配布しています。
- ・区ホームページ(トップ→オンラインサービス→申請書ダウンロード→税金)からも取り出せます。
- ・・飾区へ令和3年度(令和2年)分の住民税の申告をした方には、1月28日以降に申告書を送付します。
- ・申告書の郵送を希望する方は電話で税務課へご連絡ください。

【申込受付期間】 令和4年2月16日(水)から 3月15日(火)

【申告書請求・郵送提出・担当課】

〒124-8555 ・飾区役所税務課 電話 5654-8550(直通)

■ 表紙のイラストについて ■



2022年になりました。昨年一昨年と困難な状況が続きましたが、今年は明るい兆しが見える一年となってほしいですね。

表紙のきょうだいは柴又の山本亭に来ているようです。

山本亭はカメラ部品メーカーの創立者山本栄之助氏の住居として、大正末期に建てられました。令和のキッズはこの由緒ある建物を訪れてどんな新年の計画を立てるのでしょうか。

読者のみなさまにとっても実りある一年となりますように。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

法人会の皆様、まずは新春のお慶びを申し上げます。

今年の十二支は「寅」（とら）。虎は「千里を行き千里を帰る」というように「勇猛果敢な生命力」そして「決断と才知」の象徴です。十干は「壬」（みずのえ）、すなわち干支は「壬寅」（みずのえとら）で、これは厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となるイメージなのだそうです。まさしく本年を象徴するような干支ですね。

「葛飾企業人」には女性社長、「私の」シリーズは前号に続き、新支部長に登場願いました。

新生葛飾法人会の前途を寿ぎつつ、本年もよろしく願い申し上げます。（S）

◆ 説明会のご案内 ◆

決 算 法 人 説 明 会		
開催日	時 間	場 所
3月2日(水) 4日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月4日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月12日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月3日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新 設 法 人 説 明 会		
1月21日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月6日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

3月以降の説明会も新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合がございます。

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料！

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください！

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.386

令和4年1月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net

発行人 増田 充孝 編集人 鈴木 隆文

女性部会主催

第12回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

2年ぶりに表彰式が、11月26日法人会館にて開催されました。

10月22日の選考会にて、16校730枚の応募があり、厳正なる審査の結果19作品が入賞されました。どれも素晴らしい作品で、毎年の事ながら、選考メンバーの方々は大変苦慮していました。

そして迎えた表彰式！

入賞された児童とその保護者の方々、参加校校長先生、引率の先生方、そしてご来賓の方々、井上葛飾税務署長はじめ佐伯都税事務所長、青木区長、菅谷学校教育担当部長、村松東京税理士会葛飾副支部長にご臨席頂き、また、当会増田会長、並びに役員の方々のご列席を賜り、厳粛な中にも和やかな雰囲気で行われました。そして緊

張感の中、賞状が授与され、記念撮影が滞りなく行われました。

本年度の作品は、税を考える週間（11月11日～17日）に葛飾区役所ロビーにて展示されておりました。12月より葛飾税務署に展示予定です。さらに令和4年度の葛飾産業フェアに展示予定でございます。是非ご覧頂きたく思います。

この「税に関する絵はがきコンクール」が租税教室と共に葛飾区の多くの児童に浸透し、啓蒙活動として女性部会の、また法人会の事業の一つとしても発展を目指し育てていきたいと思ひます。法人会本部の方々、会員の皆様方のご協力ご支援に感謝し、今後ともご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

＊ 優秀賞 ＊ (11作)



松上小 6年
蜂谷 百花



小松南小 6年
井藤 麻衣



西亀有小 6年
蒲田 あい



宝木塚小 6年
熊田 琉心



二上小 6年
藤田 晴妃



東水元小 6年
本村 嘉都



綾南小 6年
久保 美月



清和小 6年
加藤 里菜



よつぎ小 6年
福澤 琥珀



こすげ小 6年
サシィ キラナ



こすげ小 5年
大嶋 亜梨紗

第12回 税に関する絵はがきコンクール

◇ 入賞作品のご紹介 ◇

※ 葛飾税務署長賞 ※



小松南小 6年
内野 沙綺

※ 葛飾法人会長賞 ※



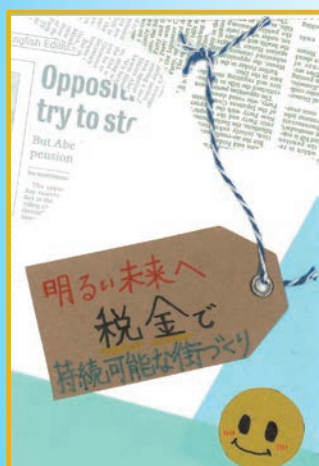
小松南小 6年
土方 海偉

※ 東京都葛飾都税事務所長賞 ※



上平井小 6年
長崎 真尋

※ 葛飾区教育委員会教育長賞 ※



よつぎ小 6年
澁谷 透子

※ 葛飾区長賞 ※



原田小 6年
中口 遥樹

※ 東京税理士会葛飾支部長賞 ※



北野小 6年
小林 理紗子

※ 葛飾法人会女性部会長賞 ※

※ 葛飾租税教育推進協議会長賞 ※



西亀有小 6年
北村 一颯



二上小 6年
林 美希